



茨城県報

第 2473 号

平成25年3月28日

木曜日

目 次

規 則

ページ

●茨城県都市公園管理規則の一部を改正する規則（公園街路課）…………… 2

告 示

●青少年に有害な興行の指定（女性青少年課）…………… 3

●茨城県消費者物価調査の対象となる市町村の指定の廃止（統計課）…………… 4

●湖沼水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型（環境対策課）…………… 4

●土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（廃棄物対策課）…………… 4

●生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定
による介護機関の変更等（福祉指導課）…………… 6

●指定障害児通所支援事業者の指定（障害福祉課）…………… 10

●大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告（2件）（中小企業課）…………… 10

●平成25年度離職者等訓練（普通職業訓練普通課程，普通職業訓練短期課程）に係る訓練科，訓練生の
定員及び訓練期間等（職業能力開発課）…………… 11

●平成25年度障害者訓練（普通職業訓練短期課程）に係る訓練科，訓練生の定員及び訓練期間等
（職業能力開発課）…………… 12

●道路の区域の変更（2件）（道路維持課）…………… 13

●道路の供用の開始（7件）（道路維持課）…………… 13

●河川区域の変更（河川課）…………… 15

●廃川敷地等の発生（河川課）…………… 15

●急傾斜地崩壊危険区域の指定（河川課）…………… 16

●土砂災害警戒区域等の指定（3件）（河川課）…………… 17

●土地区画整理組合の事業計画の変更の認可（都市整備課）…………… 21

●事業計画の変更の認可（4件）（公園街路課）…………… 21

●茨城県都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例の規定に基づく区域の指定の解除
（建築指導課）…………… 23

●公所及びか所の一部改正（会計管理課）…………… 24

●土地改良区の解散に伴う清算人の退任（農林事務所）…………… 24

（ 病 院 局 ）

●病院事業管理者が定める診療料及び手数料の額の一部改正…………… 25

（ 公 安 委 員 会 ）

●特定講習の廃止の許可…………… 25

公 告

- 家畜伝染病の発生（畜産課）……………26
- 公共測量の終了（用地課）……………26
- 都市計画の図書の縦覧（3件）（都市計画課）……………26
- 都市計画事業の施行者の名称等（公園街路課）……………27
- 開発行為の工事完了（4件）（建築指導課）……………28

訓 令

(教 育 委 員 会)

- 主任社会教育主事の設置に関する規程の一部を改正する訓令……………29

規 程

(企 業 局)

- 茨城県企業局会計規程の一部を改正する規程……………29
- 茨城県企業局建設工事執行規程の一部を改正する規程……………36
- 茨城県企業局建設コンサルタント業務執行規程の一部を改正する規程……………36
- 茨城県企業局公印規程の一部を改正する規程……………36
- 企業職員の給与に関する規程並びに企業職員の給与に関する規程及び企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程……………37
- 茨城県企業局職務権限規程の一部を改正する規程……………38

(病 院 事 業 管 理 者)

- 茨城県病院局被服貸与規程の一部を改正する規程……………38
- 茨城県病院局公舎利用規程の一部を改正する規程……………38
- 茨城県病院局公印規程の一部を改正する規程……………38
- 茨城県病院局会計規程の一部を改正する規程……………39

規 則

茨城県規則第16号

茨城県都市公園管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年3月28日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県都市公園管理規則の一部を改正する規則

茨城県都市公園管理規則（昭和45年茨城県規則第21号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項の表県西総合公園の項から大子広域公園の項までを次のように改める。

県西総合公園	テニスコート	体 育 館 会 議 室	毎月第 1 水曜日 (国民の祝日に 当たるときは, その翌日) 並び に 1 月 1 日 及び 12 月 31 日 を 除 く 毎 日	午前 8 時 30 分 から 午後 5 時 (4 月 1 日 から 11 月 30 日 までの 期 間 は 午後 9 時) まで
	コミュニティ クラブハウス			
大子広域公園	テニスコート		上記に同じ	上記に同じ

「 別紙 3 笠間芸術の森公園の普通利用料金

様式第 18 号の 2 中

を「 別紙 3 特別利用料金」

別紙 4 特別利用料金」

に改め, 同様式別紙 2 (6) 県西総合公園の普通利用料金の表多目的運動広場の項を削り, 同様式別紙 2 (7) 大子広域公園の普通利用料金の表多目的運動広場の項を削り, 同様式別紙 3 を削り, 同様式別紙 4 の表備考第 5 項中「洞峰公園」を「並びに洞峰公園」に改め, 「県西総合公園の多目的運動広場並びに大子広域公園の多目的運動広場」を削り, 同表を同様式別紙 3 とする。

付 則

この規則は, 平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

告 示

茨城県告示第 284 号

茨城県青少年の健全育成等に関する条例 (平成 21 年茨城県条例第 35 号) 第 15 条第 1 項の規定に基づき, 青少年に有害な興行として次のものを指定する。

平成 25 年 3 月 28 日

茨城県知事 橋 本 昌

指定番号	種類	題名	配給会社
2983	映画	浮気調査 情欲裏ファイル	オーピー映画
2984	映画	むっちり家政婦 吸いつきご奉仕	オーピー映画
2985	映画	豊乳教師 おあずけ補習	オーピー映画
2986	映画	人妻エロ道中 激しく乗せて	オーピー映画
2987	映画	熟女の色香 豊潤な恥蜜	オーピー映画
2988	映画	大淫乱 飛び散るスケベ汁	新東宝映画
2989	映画	発情おねだり 夜ごとの快樂	新東宝映画
2990	映画	フィギュアなあなた	角川書店
2991	映画	甘い鞭	角川書店
2992	映画	NO ONE LIVES ノー・ワン・リヴズ (原題) NO ONE LIVES	ファインフィルムズ (アメリカ)
2993	映画	チキン・オブ・ザ・デッド/悪魔の毒々バリューセット (原題) POULTRY GEIST : NIGHT OF THE CHICKEN DEAD	エデン (アメリカ)

茨城県告示第285号

平成21年12月3日茨城県告示1456号で告示した茨城県消費者物価調査の対象となる市町村の指定は、平成25年3月31日限り廃止する。

平成25年3月28日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第286号

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定に基づき、平成20年茨城県告示第341号で告示した牛久沼水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の全部を改正し、公布の日から施行する。

平成25年3月28日

茨城県知事 橋 本 昌

牛久沼水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型

水域名	水域の範囲	該当類型	達成期間	暫定目標 (平成28年度)
牛久沼	牛久沼全域	B	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。	COD 7.8mg/l
		IV	同上	全窒素 1.3mg/l 全りん0.059mg/l

(注) 「該当類型」とは、水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）別表2 1 (2) 湖沼ア及びイの表に掲げる類型をいう。

茨城県告示第287号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

なお、当該区域は法施行規則（平成14年環境省令第29号）第58条第4項第9号の規定に該当する、形質変更時要届出区域内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来すると認められるものである。

平成25年3月28日

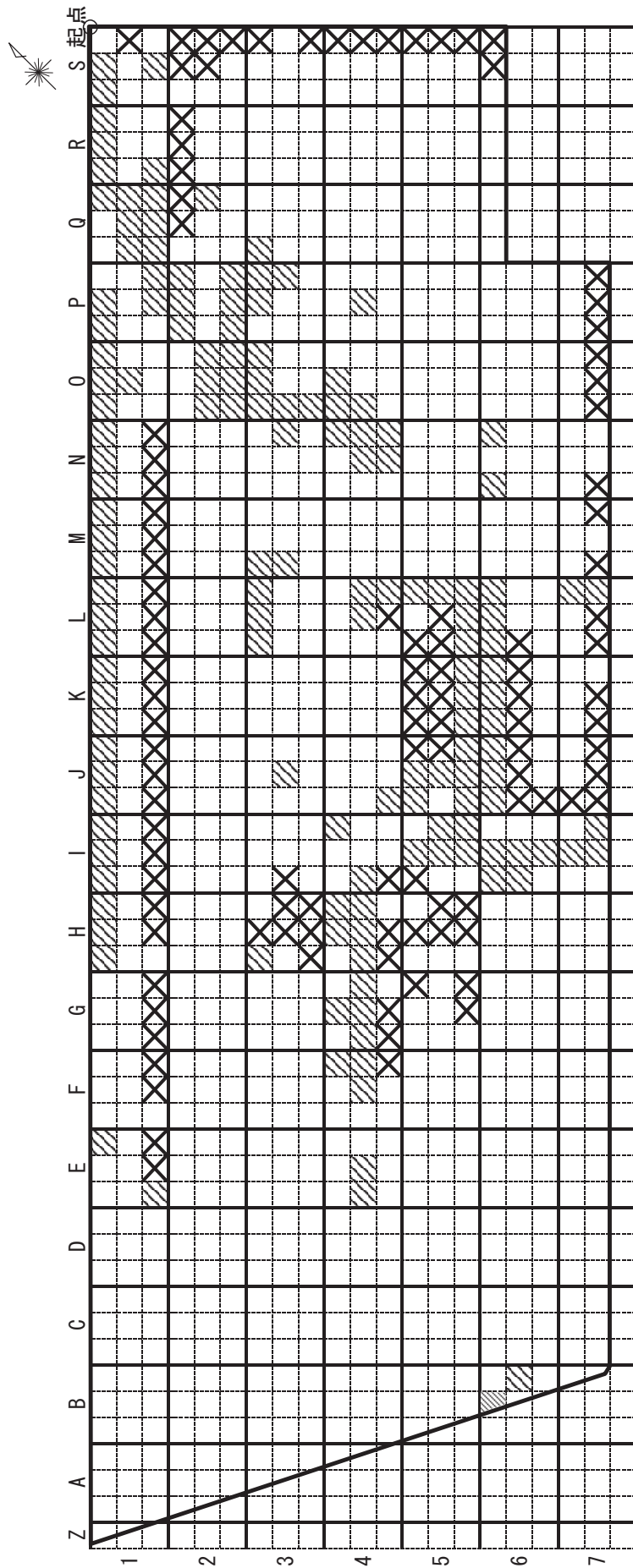
茨城県知事 橋 本 昌

1 指定する区域



古河市北利根8番4の一部（別図のとおり）

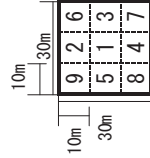
2 法施行規則第31条第1項及び第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称

鉛及びその化合物



※調査対象地の敷地境界の北端を起点として、東西方向及び南北方向に10m間隔で引いた線を、更に起点を支点として右に45°・00′回転させ調査対象地を区画した。

-  既に形質変更時届出区域に指定した区域 146区画
 -  形質変更時届出区域から形質変更時届出区域（自然由来特例区域）に指定する区域 107区画
- 対象地内のその他の区域：既に形質変更時届出区域（自然由来特例区域）に指定した区域 805区画



区域指定の範囲

茨城県告示第288号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定に基づく指定介護機関から、次のとおり変更及び休止・廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定に基づき告示する。

平成25年3月28日

茨城県知事 橋 本 昌

申請（開設）者の名称	指定時の事業所の名称	指定時の事業所の所在地	サービスの種類	変更事項	コード	変更等年月日	区分
有限会社戸荊介護支援センター	介護サービスかねこ	牛久市上柏田2-12ヴィラエトレンヌ K102	訪問介護 介護予防訪問介護	(名称) 介護サービスいろどり	0871900742	平成24年9月1日	変更
県西総合病院組合	県西総合病院老人訪問看護ステーション	桜川市鋤田604	訪問看護	(名称) 県西総合病院訪問看護ステーション	0863290011	平成24年10月23日	変更
社会福祉法人北養会	訪問介護ステーションかりん	水戸市河和田町3335-1	訪問介護 介護予防訪問介護	(名称) 訪問介護ステーションくるみ館	0870103488	平成24年10月1日	変更
有限会社ミサキ介護サービス	有限会社ミサキ介護サービス	水戸市酒門町1018ウエノハイツ A棟101	訪問介護 介護予防訪問介護	(所在地) 水戸市住吉町78-12	0870102712	平成23年11月7日	変更
株式会社いっしん	居宅介護支援事業所いっしん龍ヶ崎	つくば市台町2-5-2	居宅介護支援事業	(所在地) つくば市上原23	0870800778	平成24年12月1日	変更
合同会社HOTT	合同会社HOTT	笠間市美原1-1-6	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	(所在地) 笠間市鯉淵6526-155	0871600557	平成24年12月1日	変更
社会福祉法人笠間市社会福祉協議会	社会福祉法人笠間市社会福祉協議会「ともべ」指定居宅介護支援事業所	笠間市美原3-2-11	居宅介護支援事業	(申請者住所) 笠間市笠間字権現4364-2 (名称) 笠間市社会福祉協議会ケアプランセンター (所在地) 笠間市笠間字権現4364-2	0871600391	平成24年12月1日	変更
社会福祉法人笠間市社会福祉協議会	社会福祉法人笠間市社会福祉協議会「かさま」指定居宅介護支援事業所	笠間市石井1412	居宅介護支援事業	(申請者住所) 笠間市笠間字権現4364-2 (名称) 笠間市社会福祉協議会居宅介護支援事業所 (所在地) 笠間市笠間字権現4364-2	0871600367	平成24年12月1日	変更

申請 (開設) 者の 名称	指定時の事業所の名称	指定時の事業所の所在地	サービスの種類	変更事項	コード	変更等年月日	区分
社会福祉法人 笠間市社会福祉協議会	社会福祉法人 笠間市社会福祉協議会「ともべ」指定訪問介護事業所	笠間市美原 3 - 2 - 11	訪問介護 介護予防訪問介護	(申請者住所) 笠間市笠間字権現4364-2 (名称) 笠間市社会福祉協議会訪問介護事業所 (所在地) 笠間市笠間字権現4364-2	0871600326	平成24年 12月1日	変更
社会福祉法人 笠間市社会福祉協議会	社会福祉法人 笠間市社会福祉協議会「ともべ」指定訪問入浴介護事業所	笠間市美原 3 - 2 - 11	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	(申請者住所) 笠間市笠間字権現4364-2 (名称) 笠間市社会福祉協議会訪問入浴介護事業所 (所在地) 笠間市笠間字権現4364-2	0871600409	平成24年 12月1日	変更
社会福祉法人 笠間市社会福祉協議会	社会福祉法人 笠間市社会福祉協議会「ともべ」指定通所介護事業所	笠間市美原 3 - 2 - 11	通所介護 介護予防通所介護	(申請者住所) 笠間市笠間字権現4364-2 (名称) 笠間市社会福祉協議会通所介護事業所 (所在地) 笠間市笠間字権現4364-2	0871600417	平成24年 12月1日	変更
株式会社いばらきのケア	いばらきのケア 居宅介護支援事業所ひたちおおた	常陸太田市西二町2182	居宅介護支援事業	(所在地) 常陸太田市木崎二町849	0871200630	平成25年 2月1日	変更
株式会社アルティ	らいおんハートリハビリ温泉デイサービス栄光会	日立市弁天町 1 - 11 - 4	通所介護 介護予防通所介護	(名称) らいおんハートリハビリ温泉デイサービス日立南 (所在地) 日立市神田町1368-1	0870201746	平成25年 3月1日	変更
株式会社いっしん	訪問介護いっしん神立	かすみがうら市稲吉 2 - 18 - 15	訪問介護 介護予防訪問介護	(所在地) 土浦市神立中央 2 - 16 - 1 ハートランドかんだつ 2F	0873000087	平成25年 3月1日	変更
株式会社ケアスター	ケアスター	かすみがうら市稲吉 2 - 18 - 15	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	(所在地) 土浦市神立中央 2 - 16 - 1 ハートランドかんだつ 1F	0873000202	平成25年 2月1日	変更
株式会社かりんとう	株式会社かりんとう	守谷市百合ヶ丘 2 - 2681 - 1 エクセルハイツ 104	居宅介護支援事業	(所在地) 常総市大生郷町 762	0872400494	平成25年 3月1日	変更
株式会社あやめ	デイサービスあやめ	古河市東本町 1 - 7 - 19	通所介護 介護予防通所介護	-	0870400702	平成24年 11月1日	休止

申請(開設)者の名称	指定時の事業所の名称	指定時の事業所の所在地	サービスの種類	変更事項	コード	変更等年月日	区分
株式会社あやめ	訪問介護あやめ	古河市女沼1664-12	訪問介護 介護予防訪問介護	-	0870400710	平成24年 11月1日	休止
アースサポート株式会社	アースサポート日立	日立市桜川町1-1-13	訪問介護 介護予防訪問介護	-	0870201639	平成24年 10月1日	休止
笠間市長	笠間市地域包括支援センター(笠間)	笠間市石井717	介護予防支援	-	0801600016	平成24年 8月1日	廃止
笠間市長	笠間市地域包括支援センター(友部)	笠間市中央3-2-1	介護予防支援	-	0801600024	平成24年 8月1日	廃止
笠間市長	笠間市地域包括支援センター(岩間)	笠間市中央3-2-1	介護予防支援	-	0801600032	平成24年 8月1日	廃止
エア・ウォーター・ハイドロ株式会社	愛らんど鹿島	鹿嶋市光3	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	-	0872200621	平成24年 11月1日	廃止
日鉱建運有限公司	サングリーンピア大宮	常陸大宮市若林952-1	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	-	0873300859	平成24年 9月1日	廃止
原田 真介	オレンジ歯科医院	水戸市姫子1-820-6 ヴィラエスポワールI	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	-	0830133708	平成24年 10月1日	廃止
社会福祉法人笠間市社会福祉協議会	社会福祉法人笠間市社会福祉協議会「いわま」指定居宅介護支援事業所	笠間市泉159	居宅介護支援事業	-	0871600334	平成24年 12月1日	廃止
社会福祉法人笠間市社会福祉協議会	社会福祉法人笠間市社会福祉協議会「かさま」指定訪問介護事業所	笠間市石井1412	訪問介護 介護予防訪問介護	-	0871600375	平成24年 12月1日	廃止
社会福祉法人笠間市社会福祉協議会	社会福祉法人笠間市社会福祉協議会「いわま」指定訪問介護事業所	笠間市泉159	訪問介護 介護予防訪問介護	-	0871600342	平成24年 12月1日	廃止
社会福祉法人笠間市社会福祉協議会	社会福祉法人笠間市社会福祉協議会「いわま」指定訪問入浴介護事業所	笠間市泉159	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	-	0871600359	平成24年 12月1日	廃止
社会福祉法人笠間市社会福祉協議会	社会福祉法人笠間市社会福祉協議会「かさま」指定通所介護事業所	笠間市石井1412	通所介護 介護予防通所介護	-	0871600383	平成24年 12月1日	廃止

申請 (開設) 者の 名称	指定時の事業 所の 名称	指 定 時 の 事業所の所在地	サービスの種類	変更事項	コード	変更等 年月日	区分
坂東市長	坂東市岩井福祉センター夢積館	坂東市辺田48	居宅介護支援事業 通所介護 介護予防通所介護	-	0872800016	平成25年 4月1日	廃止
寺島薬局株式会社	寺島薬局つくばみらい伊奈店	つくばみらい市谷井田字北耕地1332	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	-	0847340056	平成25年 3月1日	廃止
寺島薬局株式会社	寺島薬局常総石下店	常総市新石下3930-1	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	-	0841140353	平成25年 3月1日	廃止
寺島薬局株式会社	寺島薬局東海舟石川店	那珂郡東海村舟石川駅西2-9-12	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	-	0843340563	平成25年 3月1日	廃止
寺島薬局株式会社	寺島薬局下館店	筑西市二木成943	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	-	0840640379	平成25年 3月1日	廃止
寺島薬局株式会社	寺島薬局つくば北条店	つくば市北条亀井5209-5	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	-	0842040925	平成25年 3月1日	廃止
寺島薬局株式会社	寺島薬局つくば豊里店	つくば市豊里の杜2-1-1	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	-	0842041121	平成25年 3月1日	廃止
寺島薬局株式会社	寺島薬局神栖中央店	神栖市神栖1-5-6	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	-	0842940140	平成25年 3月1日	廃止
寺島薬局株式会社	寺島薬局水戸千波店	水戸市千波町北薬山1763-1	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	-	0840142947	平成25年 3月1日	廃止
寺島薬局株式会社	寺島薬局つくば学園中央店	つくば市新新井25-2	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	-	0842041618	平成25年 3月1日	廃止
寺島薬局株式会社	寺島薬局つくば大曾根店	つくば市大曾根字吾妻3653-1	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	-	0842041576	平成25年 3月1日	廃止
寺島薬局株式会社	寺島薬局つくば東店	つくば市東2-9-1	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	-	0842041758	平成25年 3月1日	廃止
寺島薬局株式会社	寺島薬局向石下店	常総市向石下857-2	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	-	0841140478	平成25年 3月1日	廃止
澤田 復治	オレンジ歯科医院	水戸市姫子1-820-6 ヴィラエスポワールI	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	-	0830133765	平成25年 1月1日	廃止

茨城県告示第289号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により告示する。

平成25年3月28日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
0850400128	青嵐荘療育園通所事業所	古河市上大野698番地	社会福祉法人芳香会	古河市上大野698番地	平成25年4月1日	保育所等訪問支援

茨城県告示第290号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成25年3月28日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークタウン牛久南

牛久市南二丁目12番地7 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第6条第1項）

平成25年3月14日

イ 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
未定	未定	未定

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
株式会社サンドラッグ	東京都府中市若松町一丁目38番地の1	才 津 達 郎

(3) 届出年月日

平成25年3月1日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第291号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成25年3月28日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ニュー鹿島ショッピングタウン

鹿嶋市宮中290番地1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第6条第1項）

平成24年12月17日

イ 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者（法人にあつては代表者の氏名）

(ア) 株式会社伊勢甚本社

（変更前） 代表取締役 綿 引 昭 好

（変更後） 代表取締役 綿 引 甚 介

(イ) 株式会社チェリオ

（変更前） 代表取締役 岡 見 正 昭

（変更後） 代表取締役 水 島 正 人

(3) 届出年月日

平成24年12月4日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第292号

茨城県立職業能力開発校規則（昭和54年茨城県規則第10号）第2条第2項の規定により、平成25年度の離職者等訓練（普通職業訓練普通課程、普通職業訓練短期課程）に係る訓練科、訓練生の定員及び訓練期間等を次のとおり定める。

平成25年3月28日

茨城県知事 橋 本 昌

1 普通職業訓練普通課程

学院名	訓練の種類	普通職業訓練			
		訓練課程			
学院名	区分	訓練科名	定員	訓練期間	訓練開始月
茨城県立産業技術短期大学校併設水戸産業技術専門学院	緊急雇用対策訓練				
	委託訓練	介護福祉科	30人	2年	4月 (2コース)
茨城県立土浦産業技術専門学院	緊急雇用対策訓練				
	委託訓練	介護福祉科	40人	2年	4月 (2コース)

2 普通職業訓練短期課程

学院名	訓練の種類	普通職業訓練			
		短期課程			
学院名	区分	訓練科名	定員	訓練期間	訓練開始月
茨城県立日立産業技術専門学院	職業転換能力開発訓練				
	施設内訓練	パソコンCAD科	30人	6カ月	4月, 10月
茨城県立鹿島産業技術専門学院	職業転換能力開発訓練				
	施設内訓練	建築科	10人	1年	4月
茨城県立筑西産業技術専門学院	職業転換能力開発訓練				
	施設内訓練	溶接科	20人	6カ月	4月, 10月

* 訓練対象者

緊急雇用対策訓練、職業転換能力開発訓練の訓練対象者は、公共職業安定所での職業相談等を通じて受講が必要であると認められ、公共職業安定所長の受講指示、受講推薦又は支援指示を受けた者とする。

茨城県告示第293号

茨城県立職業能力開発校規則（昭和54年茨城県規則第10号）第2条第2項の規定により、平成25年度の普通職業訓練短期課程（障害者訓練）に係る訓練科、訓練生の定員及び訓練期間等を次のとおり定める。

平成25年3月28日

茨城県知事 橋本 昌

普通職業訓練短期課程

学院名	訓練の種類	普通職業訓練			
		短期課程			
学院名	区分	訓練科名	定員	訓練期間	訓練開始月
茨城県立産業技術短期大学校併設水戸産業技術専門学院	施設内訓練	総合実務科	20人	12月	4月

* 訓練対象者

総合実務科の訓練対象者は、公共職業安定所での職業相談等を通じて受講が必要であると認められ、公共職業安定所長の受講指示、受講推薦又は支援指示を受けた者とする。

茨城県告示第294号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成25年3月28日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年3月28日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 谷田部牛久線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
つくば市明神字明神山377番4地先から 牛久市田宮町字新山1069番3地先まで	旧	メートル 最大 11.0 最小 5.4	メートル 124	
	新	最大 25.2 最小 6.1	135	現道拡幅

茨城県告示第295号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成25年3月28日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年3月28日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 美浦栄線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
牛久市桂町字小山2393番1地先から 牛久市桂町字桂1347番1地先まで	旧	メートル 最大 50.0 最小 14.0	メートル 215	
	新	最大 31.0 最小 14.0	208	迂回路撤去

茨城県告示第296号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成25年3月28日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年3月28日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路線名 県道 野田牛久線
- 2 供用開始の区間 つくばみらい市成瀬字東耕地162番8から
つくばみらい市東樋戸字小目作1778番まで

3 供用開始の期日 平成25年 4 月 9 日

茨城県告示第297号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成25年 3 月28日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年 3 月28日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 岩瀬二宮線
 - 2 供用開始の区間 桜川市中泉字星ノ宮343番1地先から
桜川市中泉字星ノ宮328番5地先まで
 - 3 供用開始の期日 平成25年 3 月29日
-

茨城県告示第298号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成25年 3 月28日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年 3 月28日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 筑西つくば線
 - 2 供用開始の区間 筑西市田宿字一ツ塚306番地先から
筑西市宮山字矢畑444番1地先まで
 - 3 供用開始の期日 平成25年 4 月26日
-

茨城県告示第299号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成25年 3 月28日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年 3 月28日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 下妻真壁線
 - 2 供用開始の区間 筑西市宮山字地藏脇713番1地先から
筑西市宮山字矢畑446番4地先まで
 - 3 供用開始の期日 平成25年 3 月29日
-

茨城県告示第300号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成25年 3 月28日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年 3 月28日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 つくば真岡線
- 2 供用開始の区間 筑西市松原字新堀1298番4地先から
筑西市松原字新堀1259番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成25年3月29日

茨城県告示第301号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成25年3月28日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。
平成25年3月28日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 筑西つくば線
- 2 供用開始の区間 筑西市松原字新堀1264番1地先から
筑西市松原字城ノ内419番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成25年3月29日

茨城県告示第302号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成25年3月28日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。
平成25年3月28日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 明野間々田線
- 2 供用開始の区間 結城市江川大町字中篠711番2地先から
結城市江川大町字中篠759番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成25年3月29日

茨城県告示第303号

昭和47年3月31日付け茨城県告示第312号で告示した河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項第3号の区域について、一部廃止が生じたので同条第4項の規定により次のとおり告示する。
なお、関係図書は、茨城県土木部河川課及び茨城県常陸大宮土木事務所において縦覧に供する。
平成25年3月28日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 河川の名称 久慈川水系久慈川
- 2 一部廃止する河川区域の位置
常陸大宮市岩崎字北河原655番1から常陸大宮市岩崎字北原725番3まで

茨城県告示第304号

河川区域の廃止により廢川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により次のと

おり告示する。

なお、関係図書は、茨城県土木部河川課及び茨城県常陸大宮土木事務所において縦覧に供する。

平成25年3月28日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 河川の名称 久慈川水系久慈川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日 平成25年3月28日
- 3 廃川敷地等の位置、種類及び数量

位 置	種 類	数 量
常陸大宮市岩崎字北河原655番1から 常陸大宮市岩崎字北原725番3まで	土 地	565.19㎡

茨城県告示第305号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、その関係図書は、茨城県土木部河川課（ダム砂防室）及び茨城県常陸太田工事事務所において縦覧に供する。

平成25年3月28日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 区域の名称
日向前地区 急傾斜地崩壊危険区域
- 2 土地の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱26号までを順次結んだ線、及び標柱26号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市郡名	町村名	大字名	字名	地番	標柱番号	備考
常陸太田市		棚谷町	日向前	1881-1	①	
〃		〃	〃	1871-3	②	
〃		〃	〃	1872-1	③	
〃		〃	〃	1872-1 1879-3	④	境界線上の点
〃		〃	〃	市道水8-2020号線	⑤	道路
〃		〃	〃	1879-3	⑥	
〃		〃	鹿野場	1653-2	⑦	
〃		〃	〃	1651	⑧	
〃		〃	〃	1650-11	⑨	
〃		〃	〃	1650-6	⑩	
〃		〃	後坪	1668-1	⑪	
〃		〃	〃	1700-1	⑫	
〃		〃	日向前	1665-1	⑬	
〃		〃	〃	1663	⑭	
〃		〃	〃	市道水7-0054号線	⑮	道路

市郡名	町村名	大字名	字名	地番	標柱番号	備考
常陸太田市		棚谷町	日向前	1663 市道水 7 - 0054号線	⑯	境界線上の点
〃		〃	〃	1661 市道水 7 - 0054号線	⑰	境界線上の点
〃		〃	〃	1658 - 1 1658 - 2 (市道水 7 - 0054号線)	⑱	境界線上の点
〃		〃	〃	1868 - 3 (市道水 7 - 0054号線)	⑲	道路
〃		〃	〃	1875 - 1	⑳	

茨城県告示第306号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき土砂災害警戒区域を、同法第8条第1項の規定に基づき土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図書は、龍ヶ崎市役所危機管理室及び茨城県竜ヶ崎工事事務所において縦覧に供する。

平成25年3月28日

茨城県知事 橋 本 昌

1 土砂災害警戒区域

市町村名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
龍ヶ崎市	羽原	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり (図面省略)
	栗山	急傾斜地の崩壊	
	宿畑	急傾斜地の崩壊	
	大塚	急傾斜地の崩壊	
	奈戸岡	急傾斜地の崩壊	
	西谷	急傾斜地の崩壊	
	羽黒	急傾斜地の崩壊	

2 土砂災害特別警戒区域

市町村名	土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
龍ヶ崎市	羽原	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり (図面省略)
	栗山	急傾斜地の崩壊	
	宿畑	急傾斜地の崩壊	
	大塚	急傾斜地の崩壊	
	奈戸岡	急傾斜地の崩壊	
	西谷	急傾斜地の崩壊	
	羽黒	急傾斜地の崩壊	

茨城県告示第307号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき土砂災害警戒区域を、同法第8条第1項の規定に基づき土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図書は、取手市役所安全安心対策課及び茨城県竜ヶ崎工事事務所において縦覧に供する。

平成25年3月28日

茨城県知事 橋 本 昌

1 土砂災害警戒区域

市町村名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
取手市	向原－2	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり (図面省略)
	下高井－2	急傾斜地の崩壊	
	下高井－3	急傾斜地の崩壊	
	稲	急傾斜地の崩壊	
	駒場	急傾斜地の崩壊	
	寺田－5	急傾斜地の崩壊	
	小文間－5	急傾斜地の崩壊	

2 土砂災害特別警戒区域

市町村名	土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
取手市	向原－2	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり (図面省略)
	下高井－2	急傾斜地の崩壊	
	下高井－3	急傾斜地の崩壊	
	稲	急傾斜地の崩壊	
	駒場	急傾斜地の崩壊	
	寺田－5	急傾斜地の崩壊	
	小文間－5	急傾斜地の崩壊	

茨城県告示第308号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき土砂災害警戒区域を、同法第8条第1項の規定に基づき土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図書は、潮来市役所建設部都市計画課及び茨城県潮来土木事務所において縦覧に供する。

平成25年3月28日

茨城県知事 橋 本 昌

1 土砂災害警戒区域

市町村名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
潮来市	入ノ山	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり (図面省略)
	根古屋	急傾斜地の崩壊	
	金井作	急傾斜地の崩壊	

表久保	急傾斜地の崩壊
表山 2	急傾斜地の崩壊
根古屋 2	急傾斜地の崩壊
内野	急傾斜地の崩壊
大山 2	急傾斜地の崩壊
塙 2	急傾斜地の崩壊
小里	急傾斜地の崩壊
富士山	急傾斜地の崩壊
セコ	急傾斜地の崩壊
谷	急傾斜地の崩壊
東山	急傾斜地の崩壊
林	急傾斜地の崩壊
小泉 2	急傾斜地の崩壊
小泉 3	急傾斜地の崩壊
立兼	急傾斜地の崩壊
弁才天	急傾斜地の崩壊
小里 2	急傾斜地の崩壊
後明越	急傾斜地の崩壊
行間	急傾斜地の崩壊
長久保	急傾斜地の崩壊
栗穂	急傾斜地の崩壊
新堀	急傾斜地の崩壊
新林	急傾斜地の崩壊
中ノクキ	急傾斜地の崩壊
勘弥	急傾斜地の崩壊
石井戸	急傾斜地の崩壊
石井戸 2	急傾斜地の崩壊
新立	急傾斜地の崩壊
前野	急傾斜地の崩壊
浅間下	急傾斜地の崩壊
新林 2	急傾斜地の崩壊
佐ノ古	急傾斜地の崩壊
天野宮	急傾斜地の崩壊
今林	急傾斜地の崩壊
台	急傾斜地の崩壊
若棋	急傾斜地の崩壊
木崎	急傾斜地の崩壊
大北	急傾斜地の崩壊
ツク子	急傾斜地の崩壊
川尾	急傾斜地の崩壊

	台山	急傾斜地の崩壊
	大谷	急傾斜地の崩壊
	松葉	急傾斜地の崩壊

2 土砂災害特別警戒区域

市町村名	土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
潮来市	入ノ山	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり (図面省略)
	根古屋	急傾斜地の崩壊	
	金井作	急傾斜地の崩壊	
	表久保	急傾斜地の崩壊	
	表山 2	急傾斜地の崩壊	
	根古屋 2	急傾斜地の崩壊	
	内野	急傾斜地の崩壊	
	大山 2	急傾斜地の崩壊	
	埜 2	急傾斜地の崩壊	
	小里	急傾斜地の崩壊	
	富士山	急傾斜地の崩壊	
	セコ	急傾斜地の崩壊	
	谷	急傾斜地の崩壊	
	東山	急傾斜地の崩壊	
	林	急傾斜地の崩壊	
	小泉 2	急傾斜地の崩壊	
	小泉 3	急傾斜地の崩壊	
	立兼	急傾斜地の崩壊	
	弁才天	急傾斜地の崩壊	
	小里 2	急傾斜地の崩壊	
	後明越	急傾斜地の崩壊	
	行間	急傾斜地の崩壊	
	長久保	急傾斜地の崩壊	
	栗穂	急傾斜地の崩壊	
	新堀	急傾斜地の崩壊	
	新林	急傾斜地の崩壊	
	勘弥	急傾斜地の崩壊	
	石井戸	急傾斜地の崩壊	
	石井戸 2	急傾斜地の崩壊	
	新立	急傾斜地の崩壊	
前野	急傾斜地の崩壊		
浅間下	急傾斜地の崩壊		
新林 2	急傾斜地の崩壊		
佐ノ古	急傾斜地の崩壊		

天野宮	急傾斜地の崩壊
今林	急傾斜地の崩壊
台	急傾斜地の崩壊
若楨	急傾斜地の崩壊
木崎	急傾斜地の崩壊
大北	急傾斜地の崩壊
ツク子	急傾斜地の崩壊
川尾	急傾斜地の崩壊
台山	急傾斜地の崩壊
大谷	急傾斜地の崩壊
松葉	急傾斜地の崩壊

茨城県告示第309号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づく、取手市姥島土地区画整理組合の事業計画の変更については、次のとおり認可したので、同条第4項の規定により告示する。

平成25年3月28日

茨城県知事 橋 本 昌

1 事業計画を変更する組合

組 合 の 名 称 取手市姥島土地区画整理組合
 事 業 施 行 期 間 自 平成4年3月19日
 至 平成27年3月31日
 施 行 地 区 取手市藤代字箕輪の一部の区域
 取手市小浮気字本田の一部の区域
 事 務 所 の 所 在 地 取手市藤代856番地1
 設 立 認 可 の 年 月 日 平成4年3月19日
 2 変 更 認 可 の 年 月 日 平成25年3月28日

茨城県告示第310号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により次の事業計画の変更を認可したので、同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成25年3月28日

茨城県知事 橋 本 昌

1 施行者の名称

取手市

2 都市計画事業の種類及び名称

昭和63年茨城県告示第1304号

取手都市計画道路事業

3・4・7号 取手東口・城根線

3 事業施行期間

昭和63年9月26日から

平成28年3月31日まで

4 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

なし

茨城県告示第311号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により次の事業計画の変更を認可したので、同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成25年3月28日

茨城県知事 橋 本 昌

1 施行者の名称

取手市

2 都市計画事業の種類及び名称

平成4年茨城県告示第1146号

取手都市計画道路事業

3・5・23号 北敷・沼附線

3 事業施行期間

平成4年9月17日から

平成28年3月31日まで

4 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

なし

茨城県告示第312号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により次の事業計画の変更を認可したので、同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成25年3月28日

茨城県知事 橋 本 昌

1 施行者の名称

牛久市

2 都市計画事業の種類及び名称

平成22年茨城県告示第781号

竜ヶ崎・牛久都市計画道路事業

3・4・12号 駅東口・柏田線

3 事業施行期間

平成22年6月21日から

平成27年3月31日まで

4 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

なし

茨城県告示第313号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により次の事業計画の変更を認可したので、同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成25年3月28日

茨城県知事 橋 本 昌

1 施行者の名称

守谷市

2 都市計画事業の種類及び名称

平成13年茨城県告示第802号

取手都市計画道路事業

3・4・50号 坂町清水線

3 事業施行期間

平成13年7月19日から

平成28年3月31日まで

4 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

なし

茨城県告示第314号

茨城県都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例（平成14年茨城県条例第26号）第4条第6項において準用する同条第4項の規定により、次の区域について、平成25年3月31日限りで解除する。

平成25年3月28日

茨城県知事 橋 本 昌

解除する区域の名称 (番号)	土地の区域		既存集落の 区分
潮来市島須・上戸地区 (3-1)	潮来市島須 潮来市上戸	字滑石, 字風呂後の各全部 字宿後, 字田中, 字馬ノ峰の各一部 字草深, 字新田, 字寺後, 字諏訪後の各一部	第3種集落
潮来市上戸地区 (3-2)	潮来市上戸	字川面, 字横須賀, 字毘沙門下, 字浜田, 字上戸川, 字ヤスロ内の各一部	第3種集落
潮来市新宮地区 (3-3)	潮来市新宮の一部		第1種集落
潮来市小泉・小泉南・曲松・新宮南・ 延方西地区 (3-4)	潮来市小泉の一部 潮来市小泉南の一部 潮来市曲松の一部 潮来市新宮南の一部 潮来市延方西の一部		第1種集落
潮来市大洲地区 (3-5)	潮来市大洲	字大洲, 字宅地後, 字宅地前, 字 西坪, 字東坪の各一部	第3種集落
潮来市堀之内地区 (4-1)	潮来市堀之内	字三本松, 字申越, 字北, 字畠 中, 字畑中, 字カノ井, 字丁地, 字台, 字町地, 字神倉の各一部	第6種集落
潮来市大生・釜谷地区 (4-2)	潮来市大生 潮来市釜谷	字庭掃, 字コシマキ, 字石橋の各 全部 字大町, 字御鍵免, 字谷, 字前谷 の各一部 字仏地サクの全部 字根畑, 字大周庵, 字谷, 字上 町, 字新池, 字西町の各一部	第6種集落
潮来市築地・大生地区 (4-3)	潮来市築地 潮来市大生	字原, 字後野, 字新田, 字松葉, 字東の各一部 字大生原の一部	第6種集落
潮来市辻・島須地区 (4-4)	潮来市辻 潮来市島須	字江寺, 字原, 字原新聞の各一部 字佐ノ古, 字堂上平の各一部	第6種集落
潮来市水原地区 (4-5)	潮来市水原	字横枕, 字石山, 字浜野前, 字江 川, 字小屋, 字荒久, 字堂後, 字 堂前の各全部 字六反田, 字芝崎, 字出口, 字荒 工, 字谷原, 字新田, 字海辺, 字 根崎の各一部	第6種集落
潮来市徳島地区 (4-6)	潮来市徳島	字徳島の一部	第4種集落

茨城県告示第315号

昭和56年4月1日茨城県告示第486号の4で告示した公所及びか所の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から施行する。

平成25年3月28日

茨城県知事 橋 本 昌

別表第1 公所 中 「高等学校」の次の「太田第二高等学校里美校」を削る。

茨城県告示第316号

清算法人大塚土地改良区から次のとおり清算人が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項

において準用する同法第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成25年 3 月28日

茨城県県北農林事務所長 高 橋 敏 夫

退 任

氏 名	住 所
竹 内 一 二	北茨城市磯原町大塚115番地
小 室 隆 二	〃 〃 〃 95番地の7
高 星 光 雄	〃 〃 〃 249番地の1
大 竹 利 夫	〃 〃 〃 292番地
高 星 輝	〃 〃 〃 633番地の2
飛 田 啓 壽	〃 〃 〃 6 番地
芳 賀 幹 夫	〃 中郷町石岡106番地の2

~~~~~  
( 病 院 局 )

**茨城県病院局告示第5号**

平成18年4月1日茨城県病院局告示第1号で告示した茨城県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年茨城県条例第61号）第4条第1項第1号のただし書き、同条同項第2号及び同条第3項中の規定により病院事業管理者が定める診療料及び手数料の額の一部を次のように改正する。

平成25年 3 月28日

茨城県病院事業管理者 金 子 道 夫

表中

|                               |         |   |
|-------------------------------|---------|---|
| (4) アディポネクチン検査                | 3,150円  | を |
| 16 死後処置料                      | 7,350円  |   |
| 」                             |         |   |
| (4) アディポネクチン検査                | 3,150円  | に |
| (5) 光トポグラフィー検査を用いたうつ症状の鑑別診断補助 | 13,000円 |   |
| 16 死後処置料                      | 7,350円  |   |
| 」                             |         |   |

改める。

付 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

~~~~~  
(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会告示第18号

指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第14条第1項の規定により、次の指定講習機関から特定講習の廃止の許可の申請があり、これを許可したので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成25年 3 月28日

茨城県公安委員会委員長 大 和 田 一 雄

- 1 名称及び住所並びに代表者の氏名
- (1) 名 称 株式会社那珂安全自動車学校
- (2) 住 所 茨城県那珂市大字杉18番地
- (3) 代表者の氏名 関 明美
- 2 廃止する特定講習の種類別
- 普通, 二輪, 原付免許に係る初心運転者講習
- 3 廃止年月日
- 平成25年3月31日

公 告

●家畜伝染病の発生について

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、家畜伝染病の発生について届出があったので、同条第4項により公示する。

平成25年3月28日

茨城県知事 橋 本 昌

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜及び疑似患畜の区分	発生頭数	発生場所	発生年月日	転帰
ヨーネ病	牛	患畜	2頭	常陸大宮市	平成25年3月12日	家畜伝染病予防法第17条の規定により殺処分

●公共測量の終了

測量法（昭和24年法律第188号）第5条の規定に基づく公共測量を次のとおり終了した旨通知があったので、同法第39条の規定において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成25年3月28日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 測量機関 利根町
- 2 作業種類 公共測量（レベル10000デジタルマッピング）
- 3 作業終了日 平成25年3月7日
- 4 作業地域 利根町全域

●都市計画の図書の縦覧

下妻都市計画用途地域の変更に伴い、下妻市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成25年3月28日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

用途地域

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

●都市計画の図書の縦覧

高萩都市計画用途地域の変更に伴い、高萩市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成25年3月28日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

用途地域

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

●都市計画の図書の縦覧

北茨城都市計画用途地域の変更に伴い、北茨城市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成25年3月28日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

用途地域

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

●都市計画事業の施行者の名称等

水戸・勝田都市計画道路事業については、平成25年3月21日付関東地方整備局告示第96号で都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第2項の規定による認可をした旨告示されたので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

平成25年3月28日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画事業の種類及び名称

水戸・勝田都市計画道路事業 3・4・62号 駅前海岸線

2 施行者の名称 茨城県

3 事務所の所在地

水戸市笠原町978番6

茨城県庁

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

茨城県東茨城郡大洗町港中央, 大貫町字寺釜下及び字寺釜, 磯浜町字大洗下より大貫境まで, 字砂町, 字寿町, 字行人塚及び字松台堂並びに桜道地内

(2) 使用の部分

なし

●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為について, 次の区域の工事が完了したので, 同法第36条第3項の規定により公告する。

平成25年3月28日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂郡東海村大字白方字北原1296番5

2 事業主の住所及び氏名

那珂市菅谷696番地14 Ensuite plus 103号室

檜 山 拓 巳, 檜 山 千 夏

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂郡東海村大字豊岡字石橋1821番1, 同番8, 1822番1

2 事業主の住所及び氏名

那珂郡東海村東海三丁目5番2-202号(原子力機構富士の腰住宅)

川 崎 将 亜, 川 崎 恵 美

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂郡東海村大字船場字栄畑901番7

2 事業主の住所及び氏名

那珂郡東海村大字船場901番地7

小 又 真由美

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

常陸大宮市宇留野字百駄3090番1, 同番4, 同番5

2 事業主の住所及び氏名

水戸市大町2丁目1番26-503号 サーバス大町

佐 藤 理 行

札幌市東区東苗穂五条一丁目2番1号

株式会社インファーマシーズ
代表取締役 大 谷 喜 一

訓 令

(教 育 委 員 会)

茨城県教育委員会教育長訓令第 1 号

主任社会教育主事の設置に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年 3 月28日

茨城県教育委員会教育長 小 野 寺 俊

主任社会教育主事の設置に関する規程の一部を改正する訓令

主任社会教育主事の設置に関する規程（平成24年茨城県教育委員会教育長訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項を次のように改める。

生涯学習課のうち生涯学習の振興を担当するグループ（グループ制による事務事業の執行に関する規程（昭和53年茨城県教育委員会教育長訓令第 2 号。以下「グループ制訓令」という。）第 3 条第 1 項に定めるグループをいう。以下同じ。）及び生涯学習の支援を担当するグループ並びに図書館普及課に主任社会教育主事を置く。

第 3 条中「県立生涯学習施設」を「県立社会教育施設」に改める。

付 則

この訓令は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

規 程

(企 業 局)

茨城県企業管理規程第 2 号

茨城県企業局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年 3 月28日

茨城県公営企業管理者

企業局長 中 島 敏 之

茨城県企業局会計規程の一部を改正する規程

茨城県企業局会計規程（平成23年茨城県企業管理規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「茨城県企業局職務権限規程（昭和42年茨城県企業管理規程第 3 号）」を「組織規程第 8 条」に、「課長及び室長」を「課（室）長」に改める。

第 2 条第 3 号中「茨城県企業局県南水道事務所、同鹿行水道事務所、同県西水道事務所、同県中央水道事務所、同つくばハリポート管理事務所及び同水質管理センター並びに」を「出先機関（以下「出先機関」という。）及び」に改め、「支所等」の次に「（以下「支所等」という。）」を加える。

第 3 条第 1 項中「組織規程第 5 条に規定する出先機関（以下「出先機関」という。）」を「出先機関」に改め、「浄

水場」を「支所等」に改める。

第 3 条第 3 項中「本局の課長を補佐する課長補佐又は室長補佐の職にある者（課長補佐又は室長補佐）」を「組織規程第 8 条に規定する課（室）長補佐（課（室）長補佐）」に改め、「課又は室」を「課（室）」に改め、「副場長（那珂川浄水場にあつては県中央水道事務所長があらかじめ指定する役付職にある者）」を「副場長を、那珂川浄水場にあつては県中央水道事務所長があらかじめ指定する役付職にある者」に改める。

第 3 条第 5 項及び同条第 9 項中「事務所等」を「出先機関」に改める。

第 5 条第 1 項中「事務所等」を「出先機関」に改め、「（出先機関の長に限る。）」を削る。

第 5 条第 6 項中「事務所等」を「出先機関」に改める。

第 8 条、第 11 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 17 条、第 19 条、第 21 条、第 55 条、第 56 条、第 59 条及び第 66 条中「事務所等」を「出先機関」に改める。

第 114 条中「年 3.1 パーセントの割合で計算して得た額に相当する」を「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率を乗じて計算した」に改める。

第 125 条第 2 項中「別表第 2 号に」を「別に」に改める。

第 130 条第 2 項中「事務所等」を「出先機関」に改め、「（第 5 条の規定により予算に関する事務を委任されたものに限る）」を削る。

第 130 条第 3 項中「事務所等」を「出先機関」に改める。

第 130 条第 4 項中「たな卸資産を払い出したときは、当該月の払出し分をとりまとめ、」を「毎月」に改める。

第 132 条中「事務所等」を「出先機関」に改める。

第 137 条中「出庫伝票」の次に「又は入庫伝票」を加える。

第 140 条、第 142 条、第 145 条、第 146 条、第 147 条、第 148 条、第 149 条、第 150 条、第 152 条、第 153 条、第 154 条、第 155 条、第 156 条、第 157 条及び第 158 条中「事務所等」を「出先機関」に改める。

第 169 条及び第 170 条中「別表第 3 号」を「別表第 2 号」に改める。

第 180 条及び第 183 条中「事務所等」を「出先機関」に改める。

第 186 条中「交替のあった日から 5 日以内に」を「遅滞なく」に改める。

第 192 条中「別表第 4 号」を「別表第 3 号」に改める。

別表第 1 号の水道事業会計及び工業用水道事業会計の収益の部勘定科目表中

「			受取利息 及び配当金			を
			預金利息 基金利息 貸付金利息 有価証券 利 息 配 当 金			
			他 会 計 補 助 金			
」						

「		受取利息 及び配当金	預金利息 基金利息 貸付金利息 有価証券 利 息 配 当 金							に改める。
		国庫補助金	国庫補助金							
		他 会 計 補 助 金								」

別表第 1 号の水道事業会計及び工業用水道事業会計の資産の部勘定科目表中

「	固定資産 有 形 固定資産									を 」
「	有 形 固定資産									に改め、 」
「		無 形 固定資産								を 」
「	無 形 固定資産									に改める。 」

別表第 2 号を削る。

別表第 3 号を別表第 2 号とする。

別表第 4 号を別表第 3 号とする。

様式第 6 号を次のように改める。

様式第 6 号

年度 振 替 伝 票		
課(所)長	課 員	起 票
企業(分任)出納員	課 員	主 任

課 所		区 分	
会 計			
事 業			
振替年月日			
摘 要			
仕 訳		振 替 金 額	円
振 替 区 分		う ち 消 費 税 額	円
		課 税 区 分	消費税率 %
予 算 科 目		予 算 科 目	
款 項 目 節	款 項 目 節		
勘 定 科 目 (借 方)		勘 定 科 目 (貸 方)	
款 項 目 節	款 項 目 節		
金 額	円	金 額	円
款 項 目 節	款 項 目 節		
金 額	円	金 額	円
備 考			

様式第40号（その3）を次のように改める。

様式第40号（その3）

工 事 完 成 検 査 調 書

					課 員	
平成 年 月 日						
検査員職氏名印 _____						
検査員職氏名印 _____						
立会人職氏名印 _____						
下記の工事は、所定の設計図書のとおり完成しました。						
工事番号及び工事名		第 号				
工事場所						
監督員職氏名						
起工額	当初	円	最終	円		
請負金	当初	円	最終	円		
受注者						
契約年月日						
工期		自 至			日間	
着手年月日		自 至			日間	
完成年月日						
設計変更の 年月日及び変更金額		回 円				
検査年月日						
検査事項		延期又は中止の有無 手直しの有無		出来形の良否 成 績		

別記様式第40号（その4）の次に次の1様式を加える。

様式第40号（その5）

工 事 中 間 検 査 調 査 書

						課		
						員		
							平成 年 月 日	
							検査員職氏名印	
							検査員職氏名印	
							立会人職氏名印	
下記工事の中間検査の結果は、次のとおりです。								
工事番号及び工事名	第 号							
工事場所								
監督員職氏名								
起工額	当初	円	最終	円				
請負金	当初	円	最終	円				
請負人								
契約年月日	年 月 日							
工期	自 日間 至							
検査年月日	年 月 日	進捗率						%
検査事項								
施工状況等の採点結果	一般工事(第回)			簡易工事(第回)				
	/			/				
指示事項								

- ・請負金とは請負人に支払う金額である。
- ・命令権者の決裁をとること。

付 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

茨城県企業管理規程第 3 号

茨城県企業局建設工事執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年 3 月28日

茨城県公営企業管理者
企業局長 中 島 敏 之

茨城県企業局建設工事執行規程の一部を改正する規程

茨城県企業局建設工事執行規程（昭和49年茨城県企業管理規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

様式第 2 号第34条第 9 項、第45条第 2 項及び第 3 項、第49条第 3 項並びに第51条第 1 項及び第 2 項中「年3.1パーセント」を「年3.0パーセント」に改める。

付 則

- 1 この規程は、平成25年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程による改正後の茨城県企業局建設工事執行規程の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新たに締結する契約について適用し、施行日前に締結された契約については、なお従前の例による。

茨城県企業管理規程第 4 号

茨城県企業局建設コンサルタント業務執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年 3 月28日

茨城県公営企業管理者
企業局長 中 島 敏 之

茨城県企業局建設コンサルタント業務執行規程の一部を改正する規程

茨城県企業局建設コンサルタント業務執行規程（平成 8 年茨城県企業管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

様式第 2 号第33条第 6 項、第40条第 2 項及び第 3 項、第45条第 1 項及び第 2 項並びに第47条第 1 項及び第 2 項中「年 3.1パーセント」を「年3.0パーセント」に改める。

付 則

- 1 この規程は、平成25年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程による改正後の茨城県企業局建設コンサルタント業務執行規程の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新たに締結する契約について適用し、施行日前に締結された契約については、なお従前の例による。

茨城県企業管理規程第 5 号

茨城県企業局公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年 3 月28日

茨城県公営企業管理者
企業局長 中 島 敏 之

茨城県企業局公印規程の一部を改正する規程

茨城県企業局公印規程（昭和42年茨城県企業管理規程第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表15物品分任出納員印の項中

茨城県企業管理規程第 7 号

茨城県企業局職務権限規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年 3 月28日

茨城県公営企業管理者
企業局長 中 島 敏 之

茨城県企業局職務権限規程の一部を改正する規程

茨城県企業局職務権限規程（昭和42年茨城県企業管理規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 9 第27項中「1 億円」を「1 億円（災害復旧工事など緊急を要するもので管理者が特に必要と認めるものについては、2 億円）」に改める。

付 則

この規程は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

~~~~~  
( 病 院 事 業 管 理 者 )

**茨城県病院事業管理規程第 4 号**

茨城県病院局被服貸与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年 3 月28日

茨城県病院事業管理者 金 子 道 夫

茨城県病院局被服貸与規程の一部を改正する規程

茨城県病院局公印規程（平成18年茨城県病院局事業管理規程第36号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項、第 5 条第 1 項及び第 2 項、第 6 条第 2 項並びに第 7 条中「管理者」を「病院長」に改め、第 8 条中「経営管理課長」を「病院長」に改める。

付 則

この規程は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

**茨城県病院事業管理規程第 5 号**

茨城県病院局公舎利用規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年 3 月28日

茨城県病院事業管理者 金 子 道 夫

茨城県病院局公舎利用規程の一部を改正する規程

茨城県病院局公舎利用規程（平成18年茨城県病院局事業管理規程第37号）の一部を次のように改正する。

第 4 条見出し中「協議」を「報告」に、同条第 1 項中「設置しようとする」を「設置した」に、「協議」を「報告」に、同項第 2 号中「設置しようとする」を「設置した」に、同条第 1 項第 3 号、第 4 号及び第 6 号中「公舎等とすべき」を「公舎等とした」に改める。

付 則

この規程は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

**茨城県病院事業管理規程第 6 号**

茨城県病院局公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年 3 月28日

茨城県病院事業管理者 金 子 道 夫

茨城県病院局公印規程の一部を改正する規程

茨城県病院局公印規程（平成18年茨城県病院局事業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中、「2通」を削除し、「管理者」を「所属長」に、同条第3項及び第4項中、「経営管理課長」を「公印管守者」に改め、同条第2項を削除し、同条第3項を第2項に繰り上げ、同条第4項を第3項に繰り上げる。

付 則

この規程は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

~~~~~

茨城県病院事業管理規程第7号

茨城県病院局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年 3 月28日

茨城県病院事業管理者 金 子 道 夫

茨城県病院局会計規程の一部を改正する規程

茨城県病院局会計規程（平成18年茨城県病院事業管理規程第21号）の一部を次のように改正する。

第78条第1項中「ことができる」を「ものとする」に改め、第91条第1項中「機械器具備品その他これらに類する」を削り、「器械備品等」を「固定資産」に改め、同条第3項中「器械備品等」を「固定資産」に改め、「機械器具、備品その他これらに類する」を削る。

付 則

この規程は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)